

海洋構造物用チェーンの製造方法承認に関する事項

改正規則等

鋼船規則 L 編
鋼船規則検査要領 L 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

海洋構造物用チェーンの製造方法承認に関する事項

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領第 2 編 2 章 2.4 においては、海洋構造物用チェーン（以下、海洋チェーンという。）の製造方法承認試験に関する要件が規定されている。

今般、海洋チェーンの製造方法承認試験に関する要件の見直しを行い、規定のさらなる明確化を図るとともに取り扱いの一部を改めるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 海洋チェーンの製造方法承認試験に関する要件の適用を明確にした。
- (2) 海洋チェーン用シャックルピンに対し、製造方法承認の際に機械試験を実施する旨を規定した。
- (3) 海洋チェーン用部品の切断試験について、切断試験荷重に関する要件を改めた。
- (4) 切断試験時に負荷する荷重を指す用語を「切断試験荷重」に、破断時の荷重を指す用語を「切断荷重」に改めた。
- (5) 認定要領に用いられている用語（「海洋構造物用チェーン」及び「海洋チェーン」）の整合を図った。